

## 北九州市地域エネルギー推進会議開催要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市が、市民生活・産業活動といった地域を支える観点から、安定・安価なエネルギー網を構築するための「北九州市地域エネルギー拠点化推進事業」を円滑に進めるため、国、県、地元産業界、学識経験者、エネルギー業界からの幅広い見識に基づく意見、助言をもらうことを目的に「北九州市地域エネルギー推進会議」(以下、「推進会議」という。)を開催するもの。

### (所管事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 基幹電力、洋上風力発電の立地に関する事
- (2) 地域におけるエネルギー・マネジメント事業の可能性に関する事
- (3) 工場群のピーク時の電力を分散させるスマート化に関する事
- (4) 安定・安価なエネルギー基盤を構築するための仕組みに関する事
- (5) その他「省エネルギー(ネガワット)の推進」「再生可能エネルギー・基幹エネルギーの創出拠点の形成」「安定・安価で賢いエネルギー網の構築」の実現に関する事

### (組織)

第3条 推進会議の構成員及びオブザーバーは、国、県、地元産業界、学識経験者、エネルギー業界のうち、別表1及び別表2に掲げるもので構成する。なお、構成員及びオブザーバーの任期は、原則として平成26年3月31日までとする。ただし、補欠となる構成員及びオブザーバーの任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営)

第4条 推進会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 推進会議に座長をおき、構成員の互選により定める。
- (2) 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (4) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する副座長がその職務を代理する。
- (5) 推進会議は原則非公開で行う。

(部会)

第5条 推進会議の下に、次に掲げる部会を設置する。

(1) 火力発電立地検討部会

(2) 洋上風力発電立地検討部会

2 第1条の目的を達成するため、第1項のほか必要な部会を設けることができる。

(事務局)

第6条 推進会議に関する事務は、環境局環境未来都市推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に対して必要な事項は、座長の意見をもとに事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月17日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

構成員

(敬称略、順不同)

氏名	所属団体等
松永 守央	国立大学法人九州工業大学 学長
近藤 倫明	公立大学法人北九州市立大学 学長
中上 英俊	株式会社住環境計画研究所 代表取締役会長
羽田野 隆士	北九州商工会議所 専務理事
自見 榮祐	一般社団法人北九州中小企業団体連合会 会長
近藤 智洋	環境省 総合環境政策局 環境計画課長
西 孝之	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 電源開発調整官
江口 勝	福岡県 企画・地域振興部長
梅本 和秀	北九州市 副市長

別表 2 (第 3 条関係)

オブザーバー

(敬称略、順不同)

氏名	所属団体等
戸上 勝喜	九州電力株式会社 執行役員 北九州支社長
平島 孝三郎	西部ガス株式会社 取締役常務執行役員 北九州支社長